

豊町東町会自主防災組織規約

【名称】

第1条 本組織は、豊町東町会自主防災組織（以下「防災組織」という）と称する。

【目的】

第2条 防災組織は、町会の協力のもとに住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことを目的とする。活動目的は、地震や火災などの災害（以下「地震など」）による被害の防止及び軽減を図ることにある。

【防災組織の所在地】

第3条 防災組織の本部は、豊町ふるさと会館内の、豊町東町会事務所に置く。

【事業】

第4条 防災組織は、前第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震などに対する災害の防止に関すること
- (3) 地震などの発生時における情報の収集伝達・初期消火・救出救援・避難誘導など応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材などの備蓄に関すること。
- (6) 火災予防（運動）に関すること。
- (7) 柏市防災福祉「K-Net」に関すること。
- (8) その他防災組織の目的を達成するために必要な事項。

【構成員】

第5条 防災組織は、豊町東町会内に居住する者をもって構成する。

【役員】

第6条 防災組織に次の役員を置く。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 本部長（町会町） | 1名 |
| (2) 副本部長（副会長） | 若干名 |
| (3) 各防災班長（関連団体責任者） | 若干名 |
| (4) 会計（副会長） | 1名 |
| (5) 会計監査（副会長） | 2名 |

2. 役員の任期は、2年とする。但し、再任することができる。

【役員の任務】

第7条 本部長は防災組織を代表し、防災本部を統括し、地震などの発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2. 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときはその職務を代理するとともに、各防災班を統括する。
3. 防災班長は、防災本部の構成員となり、防災本部の運営に当たる。
4. 会計は、防災本部の会計を行う。

5. 会計監査は、会計の監査を行う。

【総会】

第8条 総会は、町会の総会をもってこれにあてる。

2. 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他総会で審議することが必要と思われる事。

【役員会】

第9条 役員会は、防災組織役員によって構成する。

2. 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 総会から、委託された事項
- (3) その他役員会が特に必要と認めた事項

【防災計画】

第10条 地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の構成及び任務分担に関する事項
- (2) 防災知識の啓蒙に関する事項
- (3) 防災訓練の実施に関する事項
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救護、避難誘導に関する事項
- (5) 柏市防災福祉「K-Net」のガイドラインに従い、町内の要援護者を支援する。
- (6) その他必要な事項

【会費】

第11条 防災組織の会費は、総会の決議を経て別に定める。

【経費】

第12条 防災組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

【会計年度】

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【監査】

第14条 監査は、毎年1回会計監査が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2. 会計監査は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

【附則】

この規約は、平成24年4月14日実施する。

豊町東町会自主防災組織防災計画

1. 目的

この計画は、豊町東町会自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生およびその拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項を次の通りとする。

- (1) 防災組織の構成および任分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報収集、伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食・給水に関すること。
- (9) 柏市防災福祉「K-Net」に関すること。
- (10) 地区災害対策本部(富里近隣センター)との連携に関すること。

3. 防災組織の構成及び任務分担

災害発生時に本組織が迅速かつ効果的に機能するために、本部長は防災本部と防災班を設置する。

- (1) 防災本部(本部長・副本部長・各班長)
 - (2) 情報収集伝達班(成年部・各区役員)
 - (3) 避難誘導班(成年部・子供会)
 - (4) 給食給水班(婦人部・成年部)
 - (5) 声かけ訪問班(民生委員・健康づくり推進委員・成年部)
- (別紙1のとおり)

4. 防災組織の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

普及事項は、次の通りとする。

- ア 自主防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、水害等についての知識に関すること。
- ウ 地域周辺の環境に応じた防災知識に関すること。
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- オ その他防災に関すること。

(2) 普及の方法

防災知識の普及方法は、次の通りとする。

ア パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布

イ 講演会、映画会等の開催

カ 防災用品、パネル等の展示

(3) 実施時期

防災の日等の防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

5. 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

個別訓練は、次の通りとする。

ア 情報収集の伝達訓練 オ 炊き出し訓練

イ 消火訓練 カ 給水訓練

ウ 避難誘導訓練 キ 避難生活訓練

エ 救出、救護訓練 ク その他訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、あらかじめ、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

訓練は、原則として、総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

6. 情報収集伝達班の任務

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

(1) 班員の構成

班長は成年部から選出し、班員は当該年度の各区役員とする。

(2) 緊急連絡網の活用

班員は各区の緊急連絡網を通じ、安否確認をし防災本部に報告するとともに、防災本部からの指示を区内に周知する。通信機器が使用不能な場合は伝令にて行う。集、伝達を次により行う

7. 避難誘導班の任務

緊急避難場所の安全確認が取れた後に、引率の必要な要援護者（負傷者、障害者、高齢者、幼児のいる母親や妊婦、K-Net 登録者など）を優先して避難場所に誘導する。

(1) 班員の構成

班長は成年部から選出し、班員は成年部・子供会の役員とする。

(2) 災害発生直後の初動

家屋の倒壊や火災などが発生した場合、危険の伴う消火や救出作業は控えて本部に連絡する。また、本部から避難指示がある場合はハンドマイクなどを使用してくまなく住民に知らせる。

(3) 避難誘導の対象者がいなくなったら、防災本部で他の班の補助にあたる。

8. 給食給水班の任務

避難地等については、各家庭で非常持ち出しした食料、飲料水を飲食することを前提とするが、配給等を受けた場合、給食及び給水は、次により行う。

(1) 班員の構成

班長は婦人部から選出し、班員は婦人部・成年部から選出する。

(2) 給食の実施

給食の実施は米穀類販売業者等から提出された食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(3) 給水の実施

給食給水班員は、貯水槽、井戸、濾水機使用等により確保した飲料水又は、市から提出された飲料水により給水活動を行う。

9. 声かけ訪問班

被災後の要援護者安否確認を、訪問して確認する。

(1) 班員の構成

班長は民生委員の代表者、班員は民生委員、健康づくり推進委員、成年部から選出する。

(2) 訪問先

民生委員、健康づくり推進委員の担当先と「K-Net」登録者を対象に訪問し、安否確認を行う。

10. 地域災害対策本部との連携

災害が発生した場合、情報が錯綜し、大混乱になる場合があり、そのため自主防災組織と地区災害対策本部は、綿密な情報交換を行い次の事項について連携した行動をとるよう心がける。

(1) 要救助者や救護者の連絡

(2) 避難所の開設や運営

(3) 食料や飲料水などの生活必需品の手配

(4) 仮設トイレ、テント、毛布などの防災資機(器)材の手配

(5) その他災害によって市民生活活動に支障をきたしている事項

附則

この防災計画は、平成 24 年 4 月 14 日から実施する。